（除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域内にある団地内建物の附属施設の状況）

第八十六条　前条第一号の除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域内にある団地内建物の附属施設の状況は、次に掲げる事項を記載しなければならない。　（新設）

一　規模、構造及び設備

二　設置年月日

三　維持管理の状況

（除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域の現況）

第八十七条　第八十五条第二号の除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域の現況は、次に掲げる事項を記載しなければならない。　（新設）

一　除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域内にある団地内建物、その附属施設及び通路の位置

二　維持管理の状況

（意見書の内容の審査の方法）

第八十八条　令第三十七条において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（法第百七十条第四項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第百七十条第四項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって都道府県知事等が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。　（新設）

（公告事項）

第八十九条　法第百七十三条第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　事務所の所在地

二　設立認可の年月日

三　事業年度

四　公告の方法

2　法第百八十三条第二項において準用する法第百七十三条第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事務所の所在地及び設立認可の年月日

二　組合の名称、分割実施敷地に係る団地の名称、事業実施期間又は事務所の所在地に関して変更がされたときは、その変更の内容

三　前項第三号又は第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容

四　定款又は事業計画の変更の認可の年月日

（送付図書の表示事項）

第九十条　法第百七十三条第一項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による送付をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　団地内建物の状況

二　除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域内にある団地内建物の附属施設の状況

三　除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域の現況